

基山町農業委員会会議録

令和7年2月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者12名 欠席者2名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	欠席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	欠席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 尾籠優也

審 議 事 項

- | | | |
|------------|-------------------------|-----|
| (1) 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請 | 1件 |
| (2) 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 | 10件 |
| (3) 報告第3号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告 | 1件 |
| (4) 報告第4号 | 使用貸借による解約通知受理報告 | 1件 |
| (5) その他(1) | 経営改善資金計画書認定申請について | 1件 |

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和7年2月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和7年第2回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、8番委員と9番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号 朗読

この件につきましては譲受人の農地に隣接する畑について、所有者が譲渡の意向を示したことから、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第4区才の上集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

借り手は作付けしており、農業用の車を持っているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第2号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第2号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号1番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は6年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

借り手が管理を行うため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号2番について、事務局より説明をお願いします。

また、長野・小倉推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

長野・小倉推進委員退室

事務局 議案第3号2番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第7区長の原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

1 1 番委員

借り手は長年作付けを行っているため、問題ないと思われま。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号3番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第7区長の原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

1 1 番委員

借り手は長年作付けを行っているため、問題ないと思われま。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号4番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第7区南奈良田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

借り手は長年作付けを行っているため、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号5番から10番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

長野・小倉推進委員入室

事務局

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

更新なので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 3 号 5 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 3 号 5 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 3 号 6 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、第 1 区亀の甲溜池北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

更新なので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 3 号 6 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 3 号 6 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 3 号 7 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は3年です。場所は、第4区基山共乾西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

更新なので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号7番について計画
決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号7番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は5年です。場所は、第4区基山共乾東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

10 番委員

更新なので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号8番について計画
決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号8番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区城戸IC西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

借り手が管理しているため、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号9番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号9番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区城戸IC東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

借り手が作付けしているため、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号10番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号10番について、全員一致で決定します。

次に、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第3号1番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第3区南塚原地区及び第4区一井木地区付近付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第3号1番を終わります。次に、報告第4号使用貸借による解約通知があったので、受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告4号1番 朗読

この件につきましては、貸し人の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第3区塚原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第4号1番を終わります。

次に、その他（1）経営改善資金計画書認定申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）

この件につきましては、経営改善資金計画書認定申請について、意見を求めるものです。今回の申請は、肥育素牛12頭を購入するにあたり、農協から農業近代化資金672万円の借受を申請するものです。申請者の現在の経営規模は、長男と共同で常時40頭から45頭の和牛肥育、約1反のアスパラガスの生産をされています。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、農業委員会からの意見はないということで回答します。それでは、その他（１）は終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和7年2月4日

署名人

議 長

委 員

委 員